

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

④ 自己株式を取得した場合のみなし配当

Q : 会社が自己株式を取得したらみなし配当がかかるそうですが、その金額はどのように計算するのですか？

A : 次の算式で計算します。

【解説】

会社が自己株の取得により金銭その他の資産の交付を受けた場合には、その交付を受けた金銭等の額が資本金等の額のうちその交付の基因となる株式に対応する部分の金額を超える部分の金額は、配当とみなされることとなっています。

この場合の資本金等の額のうちその交付の基因となる株式に対応する部分の金額は、次の算式で計算することになっています。

① 一種類の株式を発行している会社の場合

株式取得直前の
資本金等の額 × 保有株式のうち
 株式取得直前の 自己株式取得等
 発行済株式総数 対象株式数

② 数種類の株式を発行している会社の場合

株式取得直前の
 その取得等を行
 った株式と同一
 種類の株式に係
 る種類資本金額 × 保有株式のうち
 株式取得直前の 自己株式取得等
 種類株式の総数 対象種類株式数

なお、みなし配当はこのほか、合併や分割型分割、資本の払戻し、出資の消却、組織変更の場合にも生じるケースがあります。

